

2026年 1月 5日

各 位

旭川信用金庫

貸金庫規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点が含まれ、マネー・ローンダリングのリスクの高い物品として「現金」が明示され、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当金庫では、以下のとおり貸金庫規定を改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定の対象となる規定

貸金庫規定

2. 改正内容

(1) 主な改定内容

- ① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと等

(2) 新旧対照表

貸金庫規定

変更後	変更前
1. (格納品の範囲) (1) ~ (2) (省略) (3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある</u>	1. (格納品の範囲) (1) ~ (2) (省略) <u>(追加)</u>

<p>等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</p> <p><u>2. (利用目的の確認)</u></p> <p>(1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申し出を行うこととします。</u></p> <p>(2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p><u>3. (契約期間等)</u> (省略)</p> <p><u>4. (使用料)</u> (1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>5. (鍵の保管)</u> 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し副鍵は当金庫本部にて<u>厳重に一括保管します。</u></p> <p><u>6. (貸金庫の開閉等)</u> (1) ~ (5) (省略)</p> <p><u>7. (届出事項の変更等)</u> (1) ~ (2) (省略)</p> <p><u>8. (印章、鍵、貸金庫カードの喪失時等の取り扱い)</u> (1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>9. (印鑑照合、貸金庫カード・暗証番号の管理等)</u> (1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>10. (損害の負担等)</u> (1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</u> <u>この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号アからカおよび第3号アからカのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>2. (契約期間等)</u> (省略)</p> <p><u>3. (使用料)</u> (1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>4. (鍵の保管)</u> 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し副鍵は当金庫立ち会いのうえ借主が届け出の印章により封印し、<u>当金庫が保管します。</u></p> <p><u>5. (貸金庫の開閉等)</u> (1) ~ (5) (省略)</p> <p><u>6. (届出事項の変更等)</u> (1) ~ (2) (省略)</p> <p><u>7. (印章、鍵、貸金庫カードの喪失時等の取り扱い)</u> (1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>8. (印鑑照合、貸金庫カード・暗証番号の管理等)</u> (1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>9. (損害の負担等)</u> (1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>
--	---

第2号アからカまたは第3号アからカの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

12. (文書、資料等の提出)

当金庫は、貸金庫の利用目的等の確認、契約者の情報および具体的な取引内容を把握するため、提出期限を指定して文書や資料の提出を当金庫が指定する方法で求めることがあります。契約者が正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。

13. (解約等)

(1) この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届け出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取り扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①～⑤ (省略)

⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供

(追加)

10. (解約等)

(1) この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届け出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取り扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①～⑤ (省略)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

<p><u>与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u></p>	
<p><u>⑩ 前条にもとづく文書や資料の提出が回答期限まででないか、回答内容が当金庫の貸金庫取引を継続するのにふさわしくないと判断したとき</u></p>	(追 加)
<p><u>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとし、この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。</u></p>	(追 加)
<p><u>① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p>	(追 加)
<p><u>② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p><u>ア. 暴力団</u></p> <p><u>イ. 暴力団員</u></p> <p><u>ウ. 暴力団準構成員</u></p> <p><u>エ. 暴力団関係企業</u></p> <p><u>オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ</u> <u>または特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>カ. その他本号アからオに準ずる者</u></p>	(追 加)
<p><u>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p><u>ア. 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>ウ. 当金庫との取引またはこれに付随する他取引に関して、脅迫的な言動、大声を上げる等の示威行為、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p>	(追 加)

<p><u>オ. その他本号アからエに準ずる行為</u></p> <p><u>カ. 当金庫の顧客に対する本号アからオまでに相当する顕著な行為</u></p> <p>(4) 前2項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日^に第4条第1項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p><u>14. (貸金庫の修繕、移転等)</u> (省略)</p> <p><u>15. (緊急措置)</u> (省略)</p> <p><u>16. (譲渡、転貸等の禁止)</u> (省略)</p> <p><u>17. (規定の変更)</u></p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>民法548条の4により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭表示または当金庫ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 前2項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日^に第3条第1項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p><u>11. (貸金庫の修繕、移転等)</u> (省略)</p> <p><u>12. (緊急措置)</u> (省略)</p> <p><u>13. (譲渡、転貸等の禁止)</u> (省略)</p> <p><u>14. (規定の変更等)</u></p> <p>(1) この規定の各条項その他条件は、<u>金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める<u>相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>
--	---

3. 改定日

令和8年4月1日(水)

4. ご留意点

- (1) 現在、貸金庫に現金を格納されているお客さまにおかれましては、おおよそ1年以内に現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。
- (2) 前記2.(1)②に記載の申告書につきましては、2026年9月以降をめどに、お届

けいていただいております住所宛てに郵送等させていただきます。お手元に届き次第、申告書の内容をご確認いただき、チェック欄の記入および署名捺印のうえ、郵送にてご返信いただきますようお願いいたします。

規定改定に伴い、お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以 上